

健康保険

災害で家屋などに著しい被害を受けたり、事業の休廃止や離職などで所得が大幅に減少したりして、保険料の納付が困難になった場合、申請により所得割額が減免される制度があります。お住まいの区の区役所保険年金課で相談してください。

国民健康保険料の減免・軽減制度

また、平成22年3月31日以降に、倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や、雇止めなどによる離職(特定理由離職者)をした方、離職日時で64歳以下の方は、離職の翌日から翌年度末までの保険料が軽減されます。軽減は算定の基礎となる前年の給与所得を、その100分の30とみなして行います。

軽減を申請する方は、雇用保険受給資格者証をお持ちなお住まいの区の区役所保険年金課へ届け出てください。

保険料の納付に口座振替のご利用を

国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の納付には、納め忘れの心配がない便利な口座振替をご利用ください。一度の手続きで毎年自動的に継続されます。(希望の方は、被保険者証、預貯金通帳、金融機関にお届けの印鑑を持って、口座をお持ちの市内の取扱金融機関が区役所保険年金課にお申し込みください。振替の開始は2ヶ月程度かかります。なお、市の国民健康保険料で口座振替を利用していた方も、後期高齢者医療保険料で口座振替を利用する場合は、手続きが必要になります。問合せは区役所保険年金課へ。

一部負担金の減免制度

国民健康保険の被保険者の方が、災害や事業・業務の停止による収入の減少が著しく減少するなどの事由により、入院や外来で医療機関の窓口で支払う一部負担金の支払いが困難になったとき、減免を受けられる場合があります。次の全ての条件に該当する方が対象です。

- ①収入合計額が生活保護基準額の120%以下
- ②貯蓄金が生活保護基準額の3ヶ月以下
- ③災害の場合、発生から1年以内
- ④収入減少の場合、過去1年間の収入額を比べて減少率が30%以上
- ⑤減免の対象となった事由の発症以前の保険料に未納がないこと

死亡一時金

死亡一時金は、国民年金の被保険者が死亡したとき、一定の期間に換算されます(納めた方が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受給せずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族(配偶者、子、父母、孫など)に左表のとおり支給されます。ただし、遺族が遺族基礎年金を受けるときは支給されません。また、寡婦年金の受給資格のある方は、死亡一時金を寡婦年金のどちらかを選択することになります。なお、死亡後2年を過ぎると受給できませんのでご注意ください。問合せは区役所保険年金課へ。

保険料を納めた期間	金額
3年以上15年未満	12万円
15年以上20年未満	14万5,000円
20年以上25年未満	17万円
25年以上30年未満	22万円
30年以上35年未満	27万円
35年以上	32万円

付加保険料納付済期間が3年以上あるときは8,500円を加算。

納付は便利な口座振替やクレジットカードで

国民年金の納付は、納め忘れも便利なく口座振替やクレジットカードで支払うことができます。口座振替を利用する場合は、納付書で口座振替を指定する必要があります。

納付方法	金額
6カ月前納	8万9,210円 (1,030円割引)
毎月納付(早割)	1万4,990円 (50円割引)

割引額は、定額保険料を納付書で毎月納付したものととの比較です。

国民年金

国民年金の納付は、納め忘れも便利なく口座振替やクレジットカードで支払うことができます。口座振替を利用する場合は、納付書で口座振替を指定する必要があります。

固定資産税事務所を開設

固定資産税(土地・家屋)と都市計画税に関する評価・賦課事務についての専門性の高い対応を行うため、固定資産税事務所(北区内新金岡町4丁目5 北部地域整備)を開設します。

税金

税金に関するお問い合わせは、各課までお願いします。

事業所税の申告納付を

事業所税は、大都市の都市環境の整備事業などの費用に充てるため、市内の事業所(事務所、店舗、工場、倉庫など)において事業を行う法人と個人に対して課税されます。申告納付は、9月5日までに在学中の中学校を通じて応募してください。

小・中学生の皆さん 夏休みに税の研究を

夏休みの宿題などに税の研究をしましょう。税について調べるには、市ホームページ(アドレスはホームページ参照)の税金コーナーや市税事務所などにある冊子「市税のしおり」などが利用できます。問合せは市民税管理課へ。

中学生の税の作文を募集

中学生を対象に「税についての作文」を募集します。税関する内容であれば題材は自由です。400字詰め原稿用紙3枚以内で、作文の始めに学校名、学年、氏名ふりがな、性別、題名を書いて、9月5日までに在学中の中学校を通じて応募してください。

個人事業税第1期分 納期限は9月2日

個人事業税第1期分の納期限は9月2日です。納期内納付にご協力ください。納税には、便利で安心・安全な口座振替制度をご利用ください。問合せは泉北府税事務所(238-7221)か税政課へ。

市・住民税 第2期分 納期限 9月2日

納期限までに、金融機関が郵便局、コンビニ、市税事務所(納税)でお納めください。ペイジーに対応した金融機関の現金自動受払機(ATM)などでもお納めいただけます。口座振替をご利用の方は、預貯金残高をご確認ください。市税事務所(納税)か収税課(管理)へ。

今月の納税

今月の納税に関するお問い合わせは、各課までお願いします。

先問合

- 税政課 ☎228-6994 FAX228-7618
- 市民税管理課(事業所税担当) ☎228-7284 FAX228-7618
- 資産税管理課 ☎228-7851 FAX228-7618
- 収税課 ☎228-3957 FAX228-7618
- 堺市税事務所(納税) ☎228-7411 FAX228-7766
- 中市税事務所(納税) ☎270-8187 FAX270-8102
- 東市税事務所(納税) ☎287-8106 FAX287-8115
- 西市税事務所(納税) ☎275-1907 FAX275-1917
- 南市税事務所(納税) ☎290-1806 FAX290-1816
- 北市税事務所(納税) ☎258-6724 FAX258-6822
- 美原市税事務所(納税) ☎363-9318 FAX361-1889

先問合

- 堺区役所保険年金課 ☎228-7413 FAX228-7539
- 中区役所保険年金課 ☎270-8189 FAX270-8171
- 東区役所保険年金課 ☎287-8108 FAX287-8621
- 西区役所保険年金課 ☎275-1909 FAX275-1908
- 南区役所保険年金課 ☎290-1808 FAX290-1813
- 北区役所保険年金課 ☎258-6743 FAX258-6894
- 美原区役所保険年金課 ☎363-9314 FAX363-0020